

「全県域汚水適正処理構想の見直し」に伴う

市町村構想の見直し(案)

平成27年12月

豊明市

1 全県域汚水適正処理構想とは

トイレや台所などからの排水（＝汚水）を処理する施設には、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などがあります。

「全県域汚水適正処理構想」は、愛知県内の各市町村が、それぞれの行政区域の汚水処理施設の整備を効率的・効果的に進めていくために、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえ適正な整備手法の選定や整備区域などを決め、将来の汚水処理施設整備の方針となるものです。策定にあたっては、市町村が最終目標年次を2030年として素案を作成し、愛知県が県全域の構想として取りまとめるものです。

2 汚水処理施設の種類

公共下水道（集合処理）

市街化区域や市街地が予想される区域の汚水を処理するための施設をいい、管きよ（污水管など）施設やポンプ施設、汚水を処理するための処理施設から構成されています。

農業集落排水（集合処理）

農村部の汚水を処理するための施設をいい、管きよ（污水管など）施設やポンプ施設、汚水を処理するための処理施設から構成されます。

集中浄化槽（集合処理）

家庭から排出されるし尿と生活雑排水を地域で集め、処理する浄化槽のことをいいます。

合併処理浄化槽（個別処理）

家庭から排出されるし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のことをいいます。また、し尿のみを処理するものは単独処理浄化槽といい、単独処理浄化槽の新設は現在の法律では禁止されているため、新設する場合は全て合併処理浄化槽となります。

3 見直しの理由

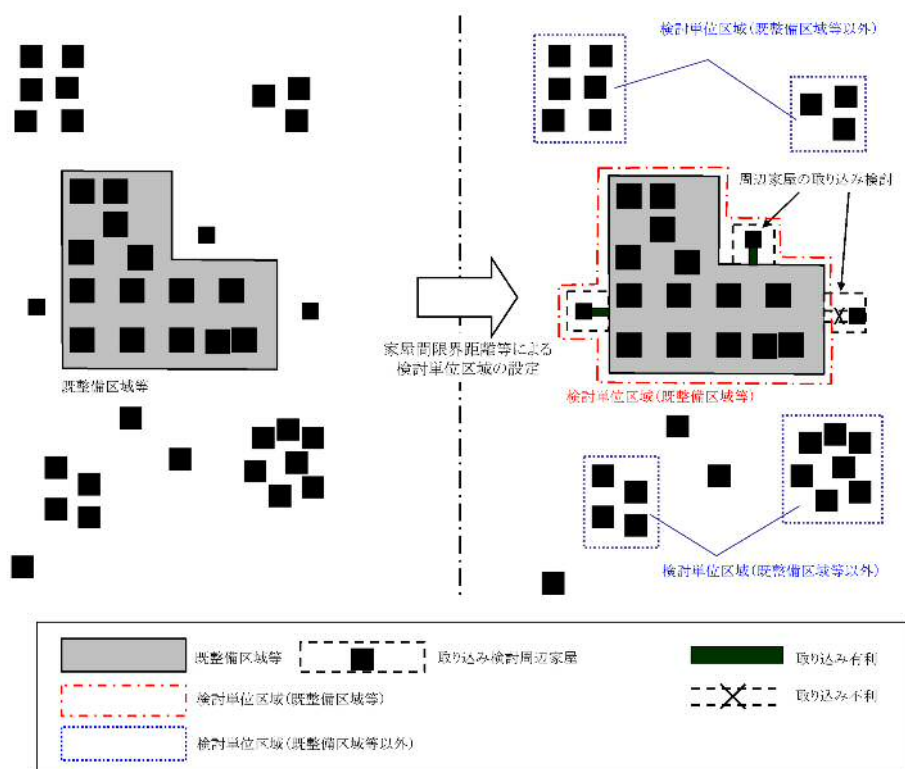
今回の見直しは、『人口減少、高齢化』『厳しい地方財政状況』『整備された汚水処理施設更新問題』などに伴い策定マニュアルが改訂され、全県域汚水適正処理構想を愛知県と市町村とが連携して見直しを行います。

汚水処理施設を取り巻く状況の変化を踏まえて経済比較を基本としつつ、見直しを行い、適正な整備手法の選定や整備区域などを決め、今後10年間の整備が概ね完了することに向けて、より効率的・経済的な短期・中期計画の策定および持続可能な汚水処理施設整備を示した長期的計画の策定を目的としています。

4 見直しの基本方針

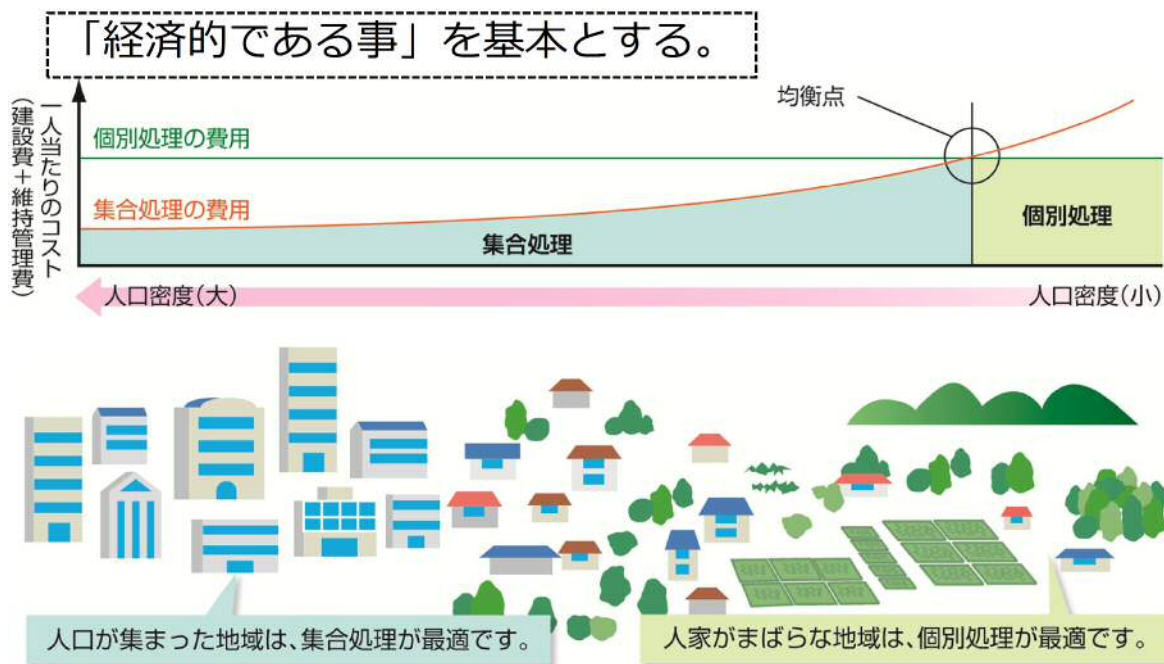
汚水処理施設の整備手法の検討については、家屋の集合ブロックを検討単位区域として設定し、集合処理で整備した場合と個別処理で整備した場合、どちらが経済的に有利であるかという経済性の観点を基本として検討を行います。

検討単位区域設定イメージ



持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルより

●整備区分の決め方



愛知県全県域污水適正処理構想 H24.3 より

5 構想見直しの結果

見直しの結果、豊明市においてどの污水处理方式が最適であるかを構想図(案)に示します。

主な見直しとして、農業集落排水と集中浄化槽(勅使台団地)の区域は、今回の見直しにより公共下水道の区域となりました。これは、今後農業集落排水施設の老朽化に伴い、施設等の改築等を行うよりも公共下水道に接続した方が経済的であることと集中浄化槽(勅使台団地)の区域は既に管きよが布設されているため、整備効率の高い地域であるためです。

今後も全県的な定期点検・見直しを5年に1回を基本として、社会情勢等の変化に応じた効率的で適切な污水处理を目指します。